

【発信日】令和6年5月15日

【問い合わせ先】

大野市役所（1階4番窓口）

地域づくり部市民生活・統計課

大野市消費生活センター 担当 清水、田中

電話 0779-64-4831

SDGs 達成のための未来を変えるエシカル消費

～消費者月間・環境月間キャンペーンを実施～

5月の「消費者月間」と6月の「環境月間」に併せて、大野市消費者グループ連絡協議会では、大野市消費生活モニターと大野市職員の共同で、市内量販店の店頭にてリーフレットなどを配布しエシカル消費 ※1 の啓発活動を行います。

つきましては、当日の取材をよろしくお願いいたします。

【※1 エシカル消費とは、人や社会・環境に配慮した消費行動（倫理的消費）のことです。

SDGsの目標12「つくる責任つかう責任」に関連する取り組みです。】

記

- 1 日 時 5月30日（木）午後5時～6時
- 2 場 所 ショッピングモール ヴィオ
かじ惣 リブレ店
バローこぶし通り店
ハニー新鮮館 三番通り店 (※各店舗の店頭もしくは店内)
- ※取材は、かじ惣リブレ店で対応させていただきます。
- 3 主 催 大野市消費者グループ連絡協議会・大野市
- 4 参加人数 ・大野市消費者グループ連絡協議会8人
・大野市消費生活モニター10人 ・大野市職員6人
- 5 啓 発 物 リーフレット1部・啓発チラシ3枚（別添写しのとおり）
啓発品（2.5Lごみ袋）、ポケットティッシュ
全体で400部配布（1カ所 約100部）

みんなで、きちんと、ごちそうさま!!

減らそう! 食品ロス



食べられるのに捨てられる食べ物のことを「食品ロス」といいます。

実は今、**世界で生産される食料の3分の1もが捨てられているといわれています**。そのうちの4分の1でも有効に利用できれば、地球上で飢餓に苦しむ人々に十分な量の食事を提供できます。

また、食品ロスは**地球環境にも大きな負荷**をかけています。誰も口にしない食料をつくるために膨大な量の水や肥料、燃料などが使われ、さらにゴミとして処分するにもエネルギーを使っています。

食品ロスは世界的な課題になっています。日本でも2019年に「**食品ロス削減推進法**」が成立。食品メーカーや食品販売店はもちろん、私たち**消費者も買い物の仕方や調理法の工夫**などで自主的に食品ロスの削減に取り組むことが求められています。

食品ロスの削減は**家計の支出削減**にもつながります。
地球のために、世界の人々のために、そして自分のために、
今日から食品ロス削減に取り組みましょう!

スマホやタブレットで読めます。 **デジタルブック**



○文字サイズ拡大、自動音声読上げ
○5つの言語で読める・聞ける(音声読上げ対応)
【Automatic Translation】 英語(English)、
中国語(簡体字(简体中文)・繁体字(繁體中文))、韓国語(한국)

大野市消費者相談センター〔大野市役所内〕
消費者ホットライン

☎0779-66-1111
☎188(イヤヤ!)

(お住まいの近くにある消費生活センターなどの相談窓口につながります。)



大野市消費生活センターだより

5月は、消費者月間です！

～デジタル時代に求められる消費者力とは～

令和6年度消費者月間統一テーマ（消費者庁）

デジタル時代において、わたしたちが安全・安心かつ豊かな消費生活を送るために、今、求められる「消費者力」とはどのようなものでしょうか。

デジタルサービスの仕組みやリスクへの理解、情報に対する批判的思考力、適切に情報を収集・発信する力、これらのアップデートを続けていくとともに、「気づく・断る・相談する」というこれまでも必要とされた基礎的な力をさらに高めていくことが重要です。

SNS がきっかけのトラブル

- ・メッセージアプリでネットワークビジネスに勧誘される
- ・マッチングアプリで投資などの儲け話に勧誘される
- ・利益誘引型のサイトを見て怪しいアルバイト（闇バイト）に手を出す

トラブルにあわないために（国民生活センターより）

・SNS 運営会社の利用規約では、SNS がきっかけでトラブルが発生しても責任を負わないとしていることがほとんどです。SNS 上では話の合う「知り合い」でも、本当に信頼できる相手かどうか分かりません。お金を支払った途端に相手と連絡が取れなくなることもあり、一度支払ったお金を取り戻すことは困難です。

本当に信用できる相手なのか、慎重に判断しましょう。

・大幅な値引きや低価格、商品の効果を過剰にうたう SNS 上の広告や、「簡単に儲かる」「損はしない」などの投稿やメッセージはうのみにしないようにしましょう。

・相手から学生証、運転免許証、健康保険証、マイナンバーカードなどの身分証明書の情報を送るように求められるケースもありますが、送ってしまうと後で取り戻すことは難しく、より大きなトラブルに発展することがあります。

絶対に送らないようにしましょう。

●迷ったら契約前に、周囲の人や消費生活センターに相談してから判断しましょう。

— SDGS 達成のための未来を変えるエシカル消費 —

一人ひとりの消費行動が社会や世界とつながっており、未来や他者のための行動が最終的により良い社会形成につながります。

「今だけ」「ここだけ」「自分だけ」の消費行動から転換し、人や社会、地域などにも配慮した消費者行動であるエシカル消費を心がけましょう。

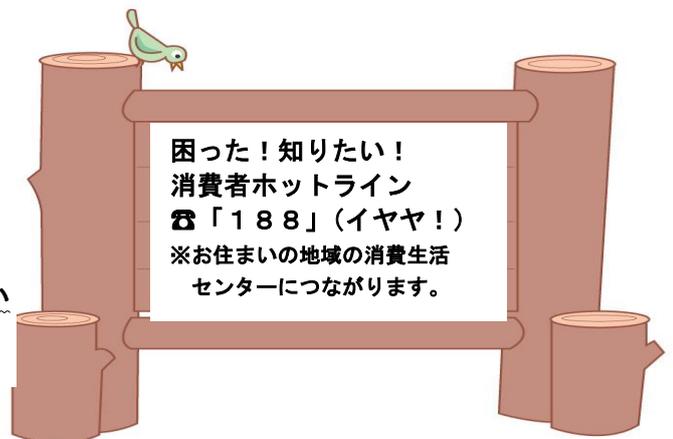
令和5年度の

年間消費者相談件数

176件

市内で多かった相談トップ5

1位	インターネット通販関連 (詐欺サイト、商品未着、 ウィルス警告、送り付け商法、 情報商材、その他)	27件
2位	還付金や給付金の詐欺電話	24件
3位	健康食品・化粧品の定期購入 (SNS 広告、テレビ通販番組)	19件
4位	覚えのない架空請求メール (宅配業者をかたる、 フィッシング詐欺など)	14件
5位	多重債務や借金契約	6件
	住宅に関するトラブル	6件



見守り 新鮮情報

ネットの広告を見て、**特別価格**約3千円の美容液を購入した。肌に合わず使用をやめていたが、商品が**再び届き**、定期購入だと初めて気付いた。すぐに事業者**に解約と返品**を申し出たが、

「発送日の10日前までに申し出ないと

対応できない」と言われた。2回目の商品は1万円以上でとても高い。申し込み時には定期購入だと分からなかった。どうかならないか。
(60歳代 女性)

契約内容を
確認してね!!



**販売サイトで
契約内容をよく確認!
定期購入トラブル**

ひとこと助言

- 1回だけのつもりで申し込んだが、定期購入になっていたという相談が多数寄せられています。
- 詳細な契約内容は、「〇%オフ」などの目立つ表示と離れた場所に表示されていたり、小さい字で書かれていたりすることがあるため、画面の隅々まで見るなど注意が必要です。
- 「解約の申し出は次回発送日の〇日前まで」などと解約条件が定められている場合も多くあります。注文する際には、解約条件などの契約内容をしっかりと確認しましょう。

*** 大野市消費生活センターでは・・・***

商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せを消費者から受付けて、公正な立場で処理にあたっています。

また、消費者として知っておくよい知識や電話勧誘及び訪問販売などの対応方法等をお話する消費者教育講座も随時行っています。

お気軽にお問い合わせ下さい。

<お問い合わせ先>

大野市消費生活センター
(市民生活・統計課内1階4番窓口)
TEL 64-4831



注意!!

通信販売は、クーリング・オフがありません。

インターネット・テレビショッピング・カタログ・ちらし・新聞等を見て、自分から注文する方法は、通信販売です。

通信販売は、消費者が主体的に行動して契約するものなので、**クーリング・オフ**(一定期間内であれば無条件で契約解除できる制度)は、ありません。

通信販売は返品特約が優先です。

返品の可否や条件についての特約があれば特約に従います。

特約がない場合には、8日以内(商品を受け取った日を含む)であれば返品できますが、商品の返品費用は消費者負担です。



見守るくん

発行：独立行政法人国民生活センター

見守り新鮮情報は、**国民生活センターのホームページに掲載**されています。

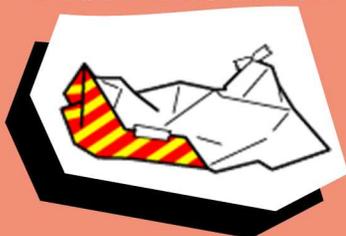
検索

国民生活センター

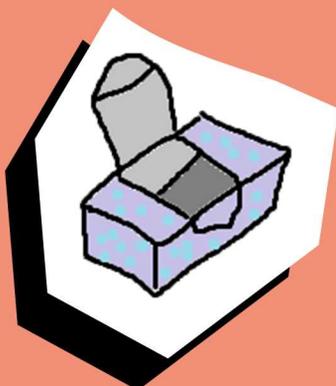
集めよう その他紙類

小さな紙でも資源です！
紙袋に入れてひもでしばって 地区の資源回収に出しましょう。

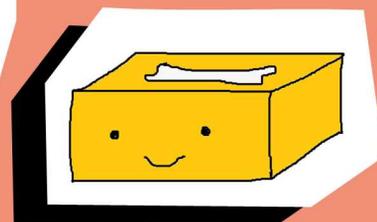
セロハンテープは
できる限り取り除きましょう



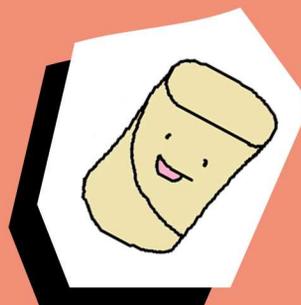
ホチキス針は
ついたままでよいです



ビニールは取り除きましょう



金紙、銀紙は
リサイクルできません



レシート、トイレトペーパー、半紙、シール、圧着はがき、
防水加工された紙、複写式の伝票、汚れた紙は入れないでね！

4月からのごみ分別ポイント 3つ

①



プラスチックマークは
燃やせるごみです。

②

プラスチック資源を出すときは、
シールはすべて剥がし、
汚れを落としましょう。



③

4月から回収曜日が
変更になっています。
カレンダーで確認してください。



新しいごみの分別がはじまり、ご不便おかけしています。
みなさまのご協力に大変感謝いたします。